

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 5 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700239号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800004号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年12月1日、喪失年月日を昭和53年4月21日に訂正し、昭和52年12月から昭和53年3月までの標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

昭和52年12月1日から昭和53年4月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和52年12月1日から昭和53年4月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における昭和53年3月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和53年3月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年12月1日から昭和53年4月21日まで

私は、請求期間についてはA事業所で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給料支払明細書(写)、B社の回答及びA事業所の複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間においてA事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和52年12月から昭和53年3月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書（写）で確認できる厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、昭和52年12月1日から昭和53年4月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は社会保険事務所に提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和52年12月1日から昭和53年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和53年3月1日から同年4月21日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）により、同年3月の随時改定の基礎となる月において、請求者は、標準報酬月額8万円に相当する給与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記1の訂正後の7万2,000円から8万円に訂正することが必要である。

なお、昭和53年3月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700246号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月1日から昭和58年3月1日まで

私は、昭和55年10月1日にA社に正社員として入社し、ドライバーとして、昭和58年3月15日に退職するまで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年3月1日となっている。

調査の上、昭和55年10月1日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が、請求期間後に勤務した事業所から提出された請求者の履歴書(写)及びA社の同僚の回答により、請求者が、請求期間の一部期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間及び請求期間直後の昭和58年中に、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、請求者と同様に、自身は正社員のドライバーであったと回答した複数の元従業員の中に、請求者について知っている者はおらず、請求者の勤務開始時期及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の複数の元従業員のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれ、その記憶する勤務開始時期より、それぞれ1か月から2年以上後となっている上、そのうちの複数の元従業員は、同社における従業員の厚生年金保険加入の取扱いについては、社長の裁量によるものだった旨回答又は陳述していることから、同社では、正社員であっても、ドライバーについては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間についても、従業員により異なっていたことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても、同社は破産手続が終結していることが確認できる上、請求期間当時の事業主に照会し

たところ、当該元事業主は、当時の資料はないため、請求者の在籍期間及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。